

鴻介第361号

令和2年6月3日

居宅介護支援事業所 管理者 御中
鴻巣地域包括支援センター 管理者 御中

鴻巣市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に関する居宅介護支援費、介護予防支援費
及び介護予防ケアマネジメント費の請求について（通知）

日頃より、本市介護保険行政の推進に際しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご尽力いただき要介護高齢者の日常生活を支える為事業を継続いただき重ねて御礼申し上げます。

さて、令和2年5月25日付介護保険最新情報 Vol.836 の問5において、令和2年5月25日付介護保険最新情報 Vol.836 の問5において、新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合においてもモニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行ってれば、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても居宅介護支援費の請求が可能である旨示されました。

今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、その旨が分かるよう適切に記録することが必要です。

介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の取扱いについては示されておりませんが、上記判断を準用し、請求が可能であると判断します。

なお、この取扱いについては、令和2年5月サービス提供分からとなります。

国保連合会への請求にあたっては予定単位数を記載した給付管理票の提出が必要となりますのでご留意ください。

また、月遅れ請求と区別するため、該当者については別添の報告書にて報告をお願いいたします。

【担当・問い合わせ先】

事業者担当

TEL : 048-541-1321 (内線 2679、2683)

FAX : 048-541-1328

e-mail : kaigo@city.kounosu.saitama.jp